

21 ほ場整備実施による集落営農組織の育成支援

■ 三木町 中営農組合 ■

(東讃農業改良普及センター 谷本国博)

●対象の概要

三木町田中の中地域は、三木町の西部に位置し、集落の西側に蓮池、東側に吉田川が流れている平野部である。中地域は中西、中北、中東集落で構成され、農家戸数は38戸、農地面積は14.3haとなっている。農地はほ場整備が実施されておらず、一筆当たりの平均農地面積は7.3aで農地は狭小であり、農道も整備されていないため、大型機械の利用は難しい。一部農地は耕作放棄地となり、農地の荒廃拡大が心配される。農家のほとんどは兼業農家で、水稻を中心に栽培されており、一部の農家で麦と野菜の栽培が行われている。

●課題を取り上げた理由

中地域が位置する三木町田中北部地区では、農地のほ場整備が実施されていないため、以前より地元からはほ場整備の希望が上がっていた。そこで地元有志が集まり、ほ場整備事業を推進するため、平成26年9月、田中北部圃場整備推進会議が結成され、ほ場整備事業に取り組むこととなった。事業予定地区は、5地区で82haが計画されている。

今回取り組むほ場整備事業は、実施地区内の農地のうち50%以上を担い手へ集積することが要件となっていることから、担い手の確保と農地の集積が課題となっていた。

そこで、地元で担い手となる集落営農を組織化したいと普及センターへ相談があり、ほ場整備後の営農を見据えた集落営農組織の構築とともにほ場整備事業の推進役となる組織の育成に取り組んだ。

●普及活動の経過

1 関係機関との連携

集落営農の推進と同時並行しながら、ほ場整備事業や農地集積の推進をしていく必要があるため、三木町、東讃土地改良事務所、農地機構の農地集積専門員等の関係機関と連携しながら、集落営農の組織化について支援した。

2 集落座談会の実施

集落営農について住民へ広く周知するため、東讃土地改良事務所によるほ場整備事業の住民説明会などの機会を活用して、集落座談会を開催した。集落座談会では、集落営農の形態やメリットとデメリットなどについて説明を行い、集落営農についての理解を深めてもらった。

また、現在の営農状況や今後の営農に関するアンケート調査を実施した。このアンケートの結果、農家が現在保有する多くの機械が耐用年数を迎えつつあるとともに、集落営農に関心を持っている農家が多いことが分かったことから、集落営農の組織化に向け合意形成を図ることとした。

3 集落営農組織の設立支援

中地域において、県の集落営農組織化支援事業を活用して、集落の役員を中心に、集落営農についての勉強会を毎月開催し、集落営農の組織づくりについて検討を重ねた。さらに、本地区と同様にはほ場整備事業を機に集落営農を組織化した綾川町の山田営農組合を視察した。



先進地視察研修

4 集落営農ビジョンの検討

集落の将来について、みんなで話し合うためワークショップを開催し、意見の集約を行った。集落の課題や将来の夢などについて、カードを使って参加者から自由に意見を出してもらい、それら意見を集落営農ビジョンへ反映させた。

表 ワークショップによる参加者からの意見

将来集落営農で、できたら良いと思うこと

<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人化した集落組織で作業ができたら良い ・組合長のもとみんなで協力する ・年齢に関係なく農業に関われたら良い ・非農家も参加する営農組合にしたい ・営農組合を通して地域を守りたい ・地域の拠り所となる集落営農組織を作りたい ・中地区の農地全部を営農組合で作業を受ける ・集落営農法人が大型機械で農作業をする ・女性部を作る
<p>【栽培作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米麦だけでなく野菜栽培を導入する ・放棄地が無くすべての農地に米、麦、野菜等が作付できている
<p>【加工・販売】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とれた野菜の直売所を設置 ・6次産業化に取り組み、ジュースやカット野菜を販売する ・収穫した野菜を加工したり、名産地になればよい

●普及活動の成果

1 中営農組合の設立

集落で検討を重ねるにしたがい、集落の農地を守るためには、「ほ場整備の実施と合わせて、集落営農に取り組むしかない」と意見がまとまり、平成27年7月4日に「中営農組合」が構成員17名で、集落内の作業受託と農地の保全を行う任意組織として設立された。



中営農組合設立総会

2 法人化の検討

中営農組合設立後も定期的に役員会を開催し、ほ場整備後の集落営農のあり方などについ

て、話し合いが行われている。また、農業経営課が主催する集落営農塾ヘリリーダーが参加し、集落営農の法人化についても見識を深めている。

役員会での検討の結果、組織を継続的に発展していくためには、

①組織として利益を内部留保し、将来の機械設備の導入に備える必要があること

②任意組織より法人組織として取り組む方が有利であること

③ほ場整備前のなるべく早い時期に法人化をするべき

と意見がまとまり、平成29年中に法人化を目指すこととなった。

●今後の普及活動の課題

1 法人の設立

現状の任意組織から法人成りするにあたり、具体的な法人化計画や農地の集積計画を策定することが必要となる。特に農地集積においては、ほ場整備事業の要件である50%以上の農地を集積することが求められており、農地機構の農地集積事業を活用しながら、円滑に法人へ農地集積できるように農地機構と連携していくこととしている。また、収益の確保と労働力の有効活用をしていくため、水稻や麦以外の野菜などの品目の導入についても検討していく予定である。

2 ほ場整備後の営農体制の整備

ほ場整備の実施により、農地区画が大きくなり、用排水が整備されるため、ほ場整備後は、農地の規模に合わせた高性能機械の整備と営農体制の見直しが必要となる。既存機械の利用や新規導入機械の整備計画と合わせて、機械の整備資金の確保やオペレーターの育成が課題である。

3 周辺集落への波及

中営農組合の設立を受けて、隣接するほ場整備計画地域他集落においても集落営農の組織化について話し合いが始まった。ほ場整備事業の推進と合わせて、集落営農が地域に広がりつつあることから、今後とも関係機関との連携に努め、ほ場整備事業を契機とした担い手育成に取り組むこととしている。